
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 4 年下川町議会定例会を再開し、11 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 8 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、4 番 春日隆司 議員及び 5 番 我孫子洋昌 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 4 年下川町議会定例会 11 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、11 月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

11 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 5 件で、内容は、行政報告 2 件、一般議案 1 件、補正予算 2 件であります。

また、議会提案は 2 件で、内容は、委員会報告 1 件、請願 1 件であります。

これらの状況を考慮し、11 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案 5 件につきましては、本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

次に、議会提出案件の審議要領等についてであります。北はるか農業協同組合からの「市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願」につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議を行うことといたしました。また、委員会報告は、本会議において報告を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、11 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、11 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、本臨時会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

11月の声を聞き、日中におきましても暖房を欠かすことのできない季節となり、もう間もなく初雪を見ようとして今日この頃でございます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に減少傾向になりつつありますが、道内におきましてはいまだ多数の感染者が発生しているものでございまして、本町におきましても、今後十分な感染対策を行いながら日々の生活を送っていただくよう啓発をしまいたいと考えてございます。

さて、このような折、下川町議会11月臨時会議の御案内をさせていただきましたところ、議員各位には大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今回の議案提案につきましては、先ほど申し上げました、新型コロナウイルス感染症並びに原油価格・物価高騰対策に係る補正予算等を計上し、提案させていただくものでございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、2件の行政報告を述べさせていただきます。

一つ目でございます。ヤフー株式会社による企業版ふるさと納税につきまして、御報告を申し上げます。

ヤフー株式会社は、御案内のとおり、東京都千代田区に本社を構える日本を代表するIT企業の一つでございまして、地球温暖化対策を目的とした気候変動問題への取り組みを積極的に推進されている企業でございます。

同社は、自らの取り組みに加え、昨年度からは国内の脱炭素化を促進するため、地方公共団体が実施するカーボンニュートラルに向けた取り組みに対して、企業版ふるさと納税の制度を活用した支援を「ヤフージャパン地域カーボンニュートラル促進プロジェクト」として実施されております。

初年度は、10の地方公共団体に総額約2億7,000万円を寄附されており、全国でも類を見ない先進的な取り組みを実施されております。

本町におきましても、昨年3月の定例会議において、ゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めているところであり、このような企業との親和性は非常に高く、SDGs未来都市の推進に大きく寄与できることから、循環型森林経営を基盤とした地域づくりの取り組みを提案したところ、先ほど申し上げましたプロ

ジェクトとして選定いただき、去る 9 月 30 日に 1,000 万円の御寄附をいただいたところであります。

これにより、森林整備による二酸化炭素吸収、炭素固定を促進するとともに、木質バイオマスエネルギーの活用促進を通じ、エネルギーの自給を進めてまいりたいと思います。

さらに、ヤフー株式会社とともに様々な主体へ向けて情報発信を行い、森林を基盤としたカーボンニュートラルの取り組みに関する先進自治体のモデルとしての役割を担っていく予定であります。

この結果、本町の企業版ふるさと納税の累計は、7 件で総額 1,490 万円となっております。

なお、歳入歳出予算に関しましては、引き続き様々な企業等への働きかけを行い、取りまとめの上、3 月定例会議において御提案したいと考えております。

いずれにいたしましても、この度、カーボンニュートラルをテーマとして御寄附いただいた財源をしっかりと森林整備に活用させていただき、森林資源を将来世代に引き継ぎ、SDGs 実現への取り組みを推進する所存でございますので、議員各位、町民の皆様の特段の御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

2 件目でございます。ライオンズの森協定の締結について、御報告申し上げます。

本協定は、横浜市の横浜戸塚中央ライオンズクラブと下川町が、町が設定した、班溪町有林内の 500 m²の「ライオンズの森」の植林等を通して、協働の森林づくりを進めることによって環境に対する意識を高めること及び社会における環境への理解を促進することを目的として、下川町「プラチナ企業の森」事業実施要綱に基づき協定を締結したもので、協定有効期間は令和 4 年 9 月 26 日から令和 7 年 9 月 25 日までの 3 年間であります。

協定の締結については、9 月 26 日に野村俊允会長のむらとしちかほか会員 5 名の皆様が本町を訪れ、関係者出席の下、調印式を行った後、「ライオンズの森」において、カラマツを植樹いただいたところであります。

今後におきましても、本町での森林整備や環境保全活動等を通して、環境意識を協働で高めていくため、汗をかいてまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、ライオンズの森協定の締結についての御報告とさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 請願第 4 号「市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願」を議題といたします。

請願第 4 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 2 番 中田豪之助 議員。

○2 番（中田豪之助君） 市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願の趣旨説明。ただいま会議案となっております請願第 4 号について、紹介議員の私から趣旨説明をさせていただきます。

北海道農業は家族経営を中心とした大規模農業を展開し、安全・安心な農畜産物を安定供給することで、我が国の食料自給率や国土・環境の保全、観光資源の提供など多面的機能を発揮し、地域経済・社会の維持・発展にも貢献してきています。

しかし、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、円安の進行等による飼料や肥料、燃油といった営農に必要不可欠な生産資材の高騰によって、北海道農業の生産基盤の維持・存続が危機的な状況となっており、食料の安定供給リスクが顕在化し、食料安全保障が大きな危機に直面しています。

持続可能な農業を確立し、食料基地として消費者への食料安定供給という使命を果たすとともに、食料安全保障の強化を実現すべく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、生産者の営農にとって即効性のある施策を講じる必要があります。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、請願を採択いただきますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第 4 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 4 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、賛成者の発言を許します。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 賛成の立場から述べさせていただきます。

御案内のとおり、下川町における農業は基盤産業でありまして、現在置かれている状況は大変厳しく、今後も先行き不透明なところがございます。農業者の自助努力で解決できない問題となっていると思います。

そんなことを踏まえまして、農業を守り抜くことが下川町が下川でありつづける基盤になるものだというふうに思います。

よって、生産者の営農にとって即効性のある施策を講じることが必要だと考え、賛成の意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、請願第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、請願第 4 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 議案第 36 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 36 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、地方創生推進交付金を活用し、あけぼの園にバイタルセンサー、離床センサー、オムツセンサー等を導入するもので、入所者の呼吸及び拍動の確認、転倒・転落等の防止、排泄ケアのタイミングを適切に把握し、介護ケアの確認等に伴う入所者のストレス軽減を図り、安全で安心なサービスを提供するとともに、施設職員の労務改善を図り、働きやすい労働環境に資するものでございます。

これまでの経過を申し上げますと、あけぼの園内に組織する各種専門委員会により、各種センサー機器のデモ等により、機能性、簡便性、拡張性などを検討し、優先交渉業者及び機種を決定、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、10 月 14 日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について審議いたしま

した。

その結果、導入を予定するセンサー等システムは、「株式会社ハピネスコーポレーション」を選定業者として随意契約するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） 10 月 14 日の物品購入検討委員会において、指名業者について審議したということですが、この物品購入検討委員会の構成メンバーですね、それから検討に何時間ぐらい費やしたのか、そこをお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） 物品購入検討委員会につきましては、私…総務課長、それから政策推進課長、それから農林課長、それから保健福祉課長、建設水道課長、教育課長のメンバーで構成されております。検討時間につきましては、ちょっと今…手元に資料がありませんので、どのぐらいの時間がかかったかっていうのはちょっと分かりませんが、そういったメンバーで通常の物品購入検討会を開催しております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 2 点ほど質問いたします。東京都にある会社なんです、この会社の企業形態…どのような企業なのかっていうのが第 1 点と、導入後のメンテナンスの問題というところが…どう解決されるのかなという…その 2 点、お聞きいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 春日議員の御質問にお答えいたします。

こちら…株式会社ハピネスコーポレーションにつきましては、主に介護のセンサーですとか、あとは各種介護支援プログラム等のシステム開発を主にされている企業でございます。今回導入するセンサー類につきましては、こちらの方でプログラミング等開発されている製品を導入するような形になります。

それとあとメンテナンスにつきましてですが、基本的なシステム構成されているソフト等につきましては、リモート等で保守管理等を行っていただくような形になります。

それとセンサー自体のものについてなんですけれども、これにつきましては破損等が発生した場合につきましては、交換といいますか、都度ですね…消耗品的な物品になりますので、購入による交換等々を行っていくような形になります。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 37 号「令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 37 号 令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度一般会計の第 6 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6,105 万円を追加し、総額を 55 億 5,808 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応などに係る経費を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、価格高騰臨時給付金に係る経費を計上しております。

民生費では、福祉灯油等助成事業に係る経費及び、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る経費を、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、農業経営支援事業（非認定農業者）補助金及び、飼料価格高騰緊急対策事業補助金を計上しております。

商工労働費では、中小企業応援事業補助金を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金を計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたします。詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案第 37 号説明資料を御覧ください。補正予算概要書により御説明をいたします。

今回の補正の要因につきましては、原油価格・物価高騰対策等に係る補正となっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

まず、総務費ですが、価格高騰臨時給付金事業で 758 万円の計上でございます。これにつきましては、後ほど民生費の補正でも御説明いたしますが、総務費では、電気・ガス・食料品等価格高騰に対する生活・暮らしの支援といたしまして、町民税非課税世帯に対して支援を行ってまいります。この支援金の交付対象外となる住民税非課税世帯で扶養を受けている世帯及び、住民税所得割のみの非課税世帯、つまり住民税均等割のみの課税世帯に対しまして、下川町独自の価格高騰臨時給付金を支給し、生活支援を行うものでありまして、1 世帯当たり 5 万円を支給するものでございます。内訳につきましては、案内用封筒など需用費で 3 万円、郵便料などの役務費で 6 万円、システム改修に係る委託料で 14 万円、予定対象世帯 147 世帯に対する価格高騰臨時給付金で 735 万円となっております。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金で、補助率は 10 分の 10 以内となっております。

次に、民生費ですが、福祉灯油等助成事業で 438 万円の計上でございます。これにつきましては、住民生活支援として、1 世帯当たり灯油 100 リットル相当を支給するものでございます。対象者は、住民税非課税世帯であって、65 歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯を対象としておりまして、住民税課税世帯に扶養されている世帯は除くこととしております。福祉灯油等購入助成金で 438 万円、対象世帯につきましては 350 世帯を見込んでおります。

次に、2 ページに移りまして、同じく民生費の電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金で 3,234 万円の計上でございます。これにつきましては、先ほど総務費のところでも若干御説明いたしましたが、電気・ガス・食料品等価格高騰に対する生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯に対して支援を行うものでありまして、1 世帯当たり

5 万円を支給するものでございます。ただし、町民税の課税世帯に扶養されている世帯は除くこととしております。内訳につきましては、案内用封筒など需用費で 8 万円、郵便料などの役務費で 14 万円、システム改修に係る委託料で 55 万円、予定対象世帯 630 世帯に対する電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で 3,150 万円となっております。

次に、同じく民生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 102 万円の計上でございます。これにつきましては、次のページの新型コロナウイルスワクチン接種事業と関連しておりまして、オミクロン株に対応したワクチン接種体制の確保と接種費用の経費をそれぞれ増額するものでございます。

接種体制確保事業の内訳につきましては、業務に係る会計年度任用職員の報酬などで 7 万円、施設の電気料で 43 万円、郵便料などの役務費で 37 万円、システム改修に係る委託料で 15 万円となっております。

3 ページに移りまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業で 379 万円の計上でございます。これにつきましては、オミクロン株に対応したワクチン接種費用を増額するというもので、委託料で 379 万円を計上しております。

次に、農林業費の農業経営支援事業で 1,049 万円の減額計上でございます。内訳につきましては、コロナ禍における原油価格や生産資材の高騰の影響を受けた生産者に対し、経営支援金を給付し、経営の安定を図る目的で、肥料価格支援給付金、燃料価格支援給付金を支給してまいりましたが、その確定見込みに伴う減額分といたしまして 1,251 万円を減額し、また、今回新たに認定農業者以外の農業者に対しまして、肥料価格高騰に対する支援を行うものでありまして、202 万円を計上するものでございます。

この事業につきましては、以前、議会の方からも御意見をいただいていたものでございますが、今回、対象件数は 49 件を見込んでおりまして、それぞれ事業規模に応じて支給を行うものとしております。

次に、同じく農林業費の飼料価格高騰緊急対策で 1,133 万円の計上でございます。これにつきましては、世界的な穀物需要の増加などにより、穀物価格が上昇したことによって配合飼料価格の高騰の影響を受けた畜産経営者に対しまして支援を行い、経営の安定を図るものでございまして、こちらの事業につきましても以前、議会の方から御意見をいただいていたものでございます。対象者につきましては、町内在住の畜産経営者 29 件を対象としておりまして、昨年度と今年度の配合飼料価格の上昇分を勘案し、牛については 1 頭当たり 2,000 円、鶏については 1 羽当たり 200 円を支給するもので、牛は 4,522 頭、鶏については 1 万 1,400 羽、これらを合わせまして、全体で 1,133 万円の計上としております。

次に、4 ページに移りまして、商工労働費の中小企業応援事業で 1,220 万円の計上でございます。これにつきましては、原油価格・物価高騰で大きな影響を受ける事業者を対象に、事業の継続を下支えし、業務全般に広く使える支援金を給付するものでございます。対象者につきましては、町内で事業を営む中小企業者等で、町内に住所を有する者、下川町に納税の義務がある者としております。支給額につきましては、商工会会費査定基準を参考にいたしまして 4 段階に区分し、20 万円を上限に支給を行うものでございます。対象件数につきましては、117 件を見込んでおりまして、全体で 1,220 万円を

計上するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金で 379 万円の計上でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金でありまして、補助率は 10 分の 10 以内となっております。

次に、同じく国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 2,390 万円の計上でございます。これにつきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰分として 2,390 万 3,000 円の内示がありまして、交付限度額の見込みといたしましては 1 億 3,789 万 6,000 円、現行予算額が 1 億 1,399 万円で、今回補正後の予算額といたしましては 1 億 3,789 万円となっております。

次に、5 ページに移りまして、同じく国庫支出金の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金で 3,234 万円の計上でございます。これにつきましては、補助率 10 分の 10 以内で、事業費分といたしまして 3,150 万円、事務費分が 84 万円となっております。

次に、同じく国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で 102 万円の計上でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る補助金で、補助率は 10 分の 10 以内となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 質問いたします。今回の補正要因は、原油価格・物価高騰対策に係る補正でございます。その中で、農林業費、農業経営支援事業、非認定農業者に対して支援することになりました。それ以前の会議の時に、私の方から質問をして、担当課長、そして副町長から答弁をいただきました。金額の大小に関わらず、前回の答弁から振り返って勘案しますと、政策の転換と受け取れるような内容であると思います。これ…議会の意思も汲み取っていただけたという意味では評価する話ではございますが、この政策決定までの経緯・経過…ありましたら説明を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 全体に…コロナ関連の住民生活、それから産業に対する支援に関しましては、当然町の方の単独費、それから地方創生臨時交付金を使つての支援も含めてですが、国・道の対策も含めて考えをさせていただくということでお話をさせていただいたと思います。前回、議会の方からも、農業支援の対策について様々な御意見を頂いておりましたので、それらを含めて検討しまして、今回、非認定農業者について

も一定程度の支援が必要だろうということで判断をして、今回計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 4 点ほど質問をさせていただきます。

1 点目なのですが、今回、提案理由等お聞きしますと、コロナの感染対策として物価高騰の予算を盛り込んであるという…御案内のとおり、現状を踏まえたと、コロナ対策と原油価格・物価高騰…これを切り分けてしっかり対応していくべきじゃないかというふうに思うんですが、それを踏まえてですね、今回の予算編成に当たっての基本的な考え方、どういう方針で臨まれたのかなっていうのが第 1 点でございます。

2 点目ですが、この価格高騰なんですが、町民税所得割のみ非課税世帯と、町民税の非課税世帯と…これは二つに大きく分けて予算組が別々に組まれております。それで、これらの窓口というのは 1 か所で対応するのか。それで、別々となる場合に、住民からして混乱を招く…混乱といいますかね…何が一番ベストなのかっていうところを考えて対応していくのかというところでございます…窓口が 1 か所かということですね。

3 点目でございますが、コロナ対策の本部的な組織を設置しているかと思うんですが、この開催状況が…近々含めてですね…どうなってるのかと、庁舎内でコロナと物価高騰を踏まえて、情報の共有がどのように図られているのかと。

4 点目でございますが、今回の予算については、一部を除いては…これまで高騰した…これまでのものに対しての支援だと思います。今後、更に物価高騰等が予想されるわけでございますが、特に年末に向けて更なる対策の考え方、可能性について、その 4 点、お尋ねさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、コロナ対策と価格高騰対策…これらを分けて考えるべきではないかということで、そのとおりでございます。コロナの感染対策と最近の物価高騰における影響ですね、そういったものについては、コロナの影響もありますが、価格高騰の影響というのも…分けて考えなきゃいけないなっていうふうに思っております。コロナの臨時交付金についても、国の方から、コロナ対策と、それから価格高騰分ということで臨時交付金も交付されておりますので、それらの趣旨を考え合わせた上で、感染対策もしますが価格高騰対策もしていくという考え方で予算措置をさせていただいております。

それから窓口の関係でございますけども、今回については、国の方から直接支給をされます非課税世帯等に対する交付金につきましては、保健福祉課が対応させていただきます。また、対象にならない世帯、それから均等割のみの課税世帯につきましては、税務住民課で対応させていただきます。これについては、もう 11 月でございますので、な

るべく早く…年内に支給が完了するようという事で、一つの課に業務が集中しないようという事で分けさせていただきました。なお、住民の方が迷わないようにですね、そのへんについては十分配慮をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、本部会議の開催状況でございますけども、ここ最近…コロナの蔓延ということもございますので、一同に介しての本部会議の開催というのは減少してございます。その代わり課長会議、あるいは決定事項について庁内のメールなどで職員に周知をするなどしながら、その対策を講じてきたところでございます。

それから、年末に向けての話でございますけども、まだまだ価格高騰の影響というのは非常に長引く状況でございます。現在、国の方でも今年度の補正予算の編成が始まってきてございまして…それらの対策も含めて考えていった上で、必要があれば更に支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） ちょっと基本方針のところが…回答が無かったかなと思うんですけども、分かりやすい言い方をするとですね、御案内のとおり、今回の対策…今までも含めて全て…ほとんどと言っていいぐらい国費対応ですね…財源は。今回の検討をするに当たってですね、いわゆる交付金ありきで…交付金を想定しながら予算編成に臨んでいったのか、はたまた地域の実態、実情をベースとしながら対策を講じていって、それが財源充当として国の財源に当たっていったのかと…大きく分けてですね、そのへの基本的な考え方をお聞きしたかったのでございます。

2 点目ですが、コロナ対策本部について、一堂に介しては減少してるということなんですけど、近々で…一番近いところで、いつ開催されておりますか。以上 2 点。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 当然、財源に限りがございますので、国の交付金を有効に使っていきたいということで考えてございます。令和 4 年度のコロナ、それから価格高騰対策の関係につきましては、今現在、予算計上の状況でございますけども、約 1,500 万円程度の一般財源を充当して対策を講じているということでございます。当然、町内の影響等を勘案しながら、その時点で必要な対策を講じていくということでございます。

それから、本部の開催につきましては、ちょっと正確なの…今手元にございませんので、ただ、本部として開催したのは…しばらく開催をしてないというふうには感じておりますが、いつというのはちょっと…はっきり申し上げられません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） しばらくというのは、1 か月なのか、半年なのか、その点だけ

よつと確認。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 手元にございませんで正確ではございませんで、半年ぐらいは本部としての開催をしていないというふうを考えております。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありますか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 商工労働費の中小企業応援事業というところで、ちょっと私が聞き漏らしてたかもしれないので…ほかの説明の中では、対象は何世帯って…いろいろ数字が示されていたんですけども、概要書で配布されてるものを見ますとですね、支給額…いろんな等級によってお幾らお幾らっていうふうには出てるんですが、これは大体何件がそれぞれ該当するのかっていう、それぞれの等級 1 とか 2 とかっていうのは初めて聞くカテゴリーなので、これはどういった事業所がこの等級 1 または 2 とかって…その当たりについて何か説明されるものがあればお示してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。まずですね、対象の事業者の数なんですけれども、まだこれ想定見込みでございすけれども、商工会の持っております会費の査定基準というのを参考に四つに分けておりまして、まず、20 万円の支給でございす事業者につきましては 22 事業者、それから 15 万円が 17 事業者、そして 10 万円が 25 事業者、5 万円が 53 事業者ということで見込みを立ててございす。この等級につきましては、商工会の会費査定基準というものがございまして、まず、点数制で計算をされておりまして、基準の点数が、経営形態別で個人会員が 1 点、法人会員が 2 点ということございす。そのほかに法人の資本金別ということ 1 点から 5 点までそれぞれ資本金の額によって点数が決められております。そして経営規模別ということで、御本人 1 点と従業員の数で…これが 6 段階ございまして、それを合計したものが全体で会費の等級区分ということで 8 等級ございまして、それを 2 等級ずつに分けて、最終的に出た点数で…今回は四つに…2 等級ずつ分けて、等級を参考に 4 段階を決めさせていただいたところであります。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 今、課長の方から御説明ありましたが、商工会の名簿というんですかね…リストにある事業者を分類したということなんです、商工会に入っていない事業所というのは対象外ということなんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） まず、商工会の会費査定基準によってということ参考に、商工会会員以外の方も対象者として個人事業主も含めて対象としたいということで考えております。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。現状を踏まえまして、金額は問わずしてですね…適切な支援があるかと思います。ポイントといたしまして、下川町…SDGsを進めているので…誰一人取り残されない…誰もが幸せと元気になるという…幅広くですね…今回支援をするということで、その趣旨に則ったものであると思います。今後、是非こういう視点を大切にですね…ということで賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 38 号「令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 38 号 令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更ありませんが、3 月定例会議で御議決いただきました下川浄水場整備事業の継続費について補正を行うものであります。

今回の継続費補正の要因につきましては、下川浄水場整備事業のうち、浄水場建設工事において、資材不足による納入遅延により、建屋の建造が遅れ、当初予定しておりませんでした防寒養生を伴う施工を実施しなくてはならなくなりました。

また、建設資材及び機器類等の単価が著しく高騰しているため、設計変更を行い、工事請負金額の変更を行う必要があることから、継続費の総額及び年割額を補正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 38 号 令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の概要につきまして、議案第 38 号説明資料に基づき御説明申し上げます。

今回の補正の要因につきましては、下川浄水場整備事業のうち下川浄水場建設工事について、当初の設計では、12 月中旬までに建屋の 1 階、2 階分までを建設し、冬期間は休工し、翌年 3 月中旬から 4 月末にかけて 3 階部分を建設する設計でありました。これは過去の同規模の建物の建設状況から実施可能であると判断したものです。しかし、資材不足により供給が遅れている状況にあり、今後の資材供給状況を考えた時、冬期間も施工しなければ建屋の建造が間に合わない判断し、防寒養生を施しながら施工することが必要であると判断いたしました。

また、世界的な原油や原材料の高騰、世界的な物流の停滞により、建設資材等及び機器類の価格が急激に高騰していることから、直近の資材、機器価格を反映した単価に見直すことが必要であると判断いたしました。このため下川浄水場建設工事の設計における工事金額を増額する必要があることから、継続費の総額及び年割額を補正するものであります。

下川浄水場建設工事の継続費の増額は 9,992 万円、浄水場建設工事総額 13 億 1,270 万に対しまして 7.6%の増加となります。浄水場建設工事の継続費総額は 14 億 1,262 万円、造成工事を含めた浄水場整備事業の継続費総額は 15 億 8,051 万円になります。この増額分につきましては、令和 4 年度で工事の年割額に増加せず、令和 5 年度の年割に

増加することとなっております。

また、増額分の内訳といたしましては、防寒養生費として2,801万円、鉄筋コンクリート金属等資材高騰、機械類の高騰分といたしまして6,281万円、工事合計といたしましては9,083万円、消費税を含めた補正額として9,992万円の増額となります。

また、浄水場建設工事の年割が議決時の額と変更額の額に違いがあります。これは議決時点の浄水場建設工事の継続費を、令和4年度は2億730万円として、令和5年度は11億540万円としており、造成工事を含めた継続費総額は、令和4年度は3億1,372万円、令和5年度が11億6,687万円、総額14億8,059万円としておりました。しかし、浄水場建設工事のうち、令和4年度に購入見込みであった機械類の製作が遅延するということが見込まれたため、機械工事費5,280万円が令和4年度の計上ができなくなりました。このことから、浄水場建設工事の継続費を令和4年度は1億5,450万円とし、令和5年度は11億5,820万円としました。このため、造成工事を含めた継続費総額は、令和4年度は2億6,092万円、令和5年度は12億1,967万円、総額14億8,059万円としておりました。

また、先ほど申し上げました、計上できなかった5,280万円の工事につきましては、単年度事業である下川浄水場送水管敷設工事の敷設距離を、当初の990mから1,650mに変更し、工事予算額も当初の1億2,620万円から1億7,900万円に変更することで、令和4年度の工事費の総額に変更がないものとなっております。

今回の継続費の補正では、令和5年度分の年割が9,992万円増額となっております。

浄水場建設工事の継続費は、令和4年度は1億5,450万円と変更はなく、令和5年度は12億5,812万円となります。造成工事を含めた継続費総額は、令和4年度は2億6,092万円、令和5年度は13億1,959万円、総額15億8,051万円となります。

以上で継続費補正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） ただいま担当課から説明がありましたけど、下川浄水場建設工事で5,280万円の余剰となった部分が、990 mの管の敷設工事を1,650mに増加して、そっちの方に割り当てたということでございました。

5,000万円を超える工事につきましては、議会の議決を今まで得ていたわけございまして、議会の議決がないまま5,280万円…これ…予算の振替とはいえ施工された。この部分についての解釈…どのようなものなのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 令和4年度の…議決いただきました年割額と変更時の年割額が違うということですが、2年以上かかる事業を実施する場合、総額及び年

額をあらかじめ一括した予算として議会の議決を得たものが継続費となります。継続費の場合は、議会で議決されると支出権も付与されることになりますので、このため特例として何らかの事情によりその工事の一部が施工できなかった場合、翌年度に予算を繰り越すことができます。この場合、議会の議決を経ずに事後の報告をもって翌年度に繰越支出できるということになっております。今回の場合は、継続費総額を認めていただいております。その中での変更ということになりますので、議会での議決ではなくて、翌年度5月までの継続費の繰越計算書を作成し、議会で翌年度報告するというものになっておりますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 計画変更をされていくわけですが、根拠…何に基づいて計画変更ができるのか、可能なのかっていうのがあるんですが、工事請負契約の約款というのもございますが、それに基づく変更なんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 今回の場合は、工事約款に基づく設計変更となっております。工事約款の第19条、設計図書の変更ということで、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないとなっております。また、工事約款第25条の第5項では、工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができるというふうになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
4番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 先ほどの質問なのですが、約款の第 25 条の第 5 項に基づいてやるということで、通常、合理的な範囲を超える場合には、業者さんのみのリスク負担は不適切であるという…まあこういうことで約款に基づいてやられるということなのですが、今後、契約の議決がされていくと思うんですが、御案内のとおり、単品スライドの方法ですね…5 項というのは。そうしますと頻度の高い主要な材料が対象になると、価格変動の全てのものが対象にはならないと、受注者から請求があったものについて…請求のないものについては対象の収支にしないと。さらに、対象工事の 1%は業者さんが負担するとか、まあいろいろルールがございます。そのへんですね、議決時に当たって整理をして、資料の提供を求めながら、先ほど申し上げました…通常、合理的な範囲を超えているという理解の下に、予算に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります
これから、議案第 38 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。
ただいま、中田議員から会議案第 7 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
会議案第 7 号を追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。
ただいまから、事務局に会議案第 7 号を配布させます。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 9 分

再 開 午前 11 時 10 分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第 1 会議案第 7 号「農業生産資材高騰対策対応に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 2 番 中田豪之助 議員。

○2 番（中田豪之助君） 会議案第 7 号 農業生産資材高騰対策対応に関する決議について、提案趣旨を申し上げます。

本案につきましては、小原仁興 議員を賛成者議員として提案するものであります。

北海道農業は大規模農業を展開し、下川町においても酪農業を中心に規模拡大が進んでおり、安全・安心な農畜産物を安定供給することで、食料自給率や国土・環境の保全、観光資源の提供など多面的機能を発揮し、地域経済・社会の維持・発展にも貢献してきています。

しかしながら、国内外の様々な情勢により、飼料や肥料、燃油といった営農に必要な生産資材の高騰により、下川町においても生産基盤の維持・存続が危機的な状況にあることから、持続可能な農業を確立し、消費者への食料安定供給という使命を果たすとともに、食料安全保障の強化を実現していくべきであります。

よって、生産者の営農にとって即効性のある施策を講じるよう、次の事項について強く求めるものです。

一つ、酪農・畜産経営安定対策。過去最高値まで急騰した配合飼料価格等により営農コストは増加し、とりわけ酪農経営においては生乳生産の抑制に取り組んでいる中、コスト増加分を価格転嫁できず、加えて初生子牛価格等の暴落等により所得が激減しており、生産現場や農業団体の経営努力のみでは対応しきれない状況にあることから、飼料高騰対策をはじめ酪農・畜産農家の経営安定に資する対策を講じること。

一つ、肥料価格高騰対策。肥料原料等の急激な価格高騰については、国費による肥料価格高騰対策事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した北海道による化学肥料購入支援給付事業が措置されたものの、過去経験したことの無い急激な価格高騰に対し、万全な支援水準となるよう、地域実態に応じ、町内における影響緩和対策を講じること。

以上、決議するものです。

議員各位の御協賛賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） ただいま説明がありました…賛成するものでございます。特に、厳しい状況において、地域実情に…下川の実態・実情に応じてですね、やっぱり対応していくということが極めて…講じることが大切だと思い、この決議に賛成をするものでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります

これから、会議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 4 年下川町議会定例会 11 月臨時会議を閉会といたします。

午前 11 時 15 分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで町長から申し出により御挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた補正予算等に係る案件をお認めいただいたことに深謝申し上げる

次第でございます。

議員各位には今後とも御指導を賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、より寒さも募ってまいりますので、健康に十分御留意いただきますことをお祈りし、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。大変御苦勞さまでございました。